

### 第13回 国立市男女平等推進市民委員会

1. 日時 令和5年(2023年)8月22日(火)午後5時～7時
2. 場所 国立市役所 第1・第2会議室
3. 出席者  
委員 9名 太田委員長、本田貴子副委員長、遠藤委員、川口委員、齋藤真希委員、  
齋藤美帆委員、巢内委員、本田恒平委員、吉川委員  
事務局 6名 (松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木係長、金田係長、岩元主任、  
西村主事)

【事務局】 第13回男女平等推進市民委員会を開催します。

今回から新たに第6次計画の諮問をさせていただきますが、新しく委員にご就任いただきます川口委員に市長から委嘱をさせていただきます。

【永見市長】 委嘱状。川口遼様。国立市男女平等推進市民委員会委員を委嘱します。委嘱期間は令和5年(2023年)8月22日から令和6年(2024年)5月19日。令和5年8月22日、国立市長、永見理夫。よろしくお願いいたします。

【川口委員】 よろしく願いいたします。

【事務局】 後ほど川口委員と皆様の簡単な紹介の時間を取らせていただきますが、その前に諮問をさせていただきます。

【永見市長】 諮問書。国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例第18条に基づき、下記事項について貴委員会の御意見を伺いたく、諮問いたします。

1、諮問事項 国立市第6次男女平等・男女共同参画推進計画の策定について。

2、諮問理由 国立市は性別、性的指向、性自認にかかわらず、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを目指しています。国立市はこれまで、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例の施行をはじめ、くにたち男女平等参画ステーションの開設や女性パーソナルサポート事業の実施など、男女平等参画に関する取組を強力的に推進してきました。一方、コロナ禍を契機とした女性の困窮や家庭での暴力、セクシュアル・マイノリティを取り巻く社会情勢の変化など、新たな課題も生じていることから、上記諮問事項について貴委員会のご意見を伺うものでございます。

国立市男女平等推進市民委員会委員長、太田美幸様。国立市長、永見理夫。

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 市長は公務のためにここで退席させていただきます。まず委員の皆様の自己紹介をしてから、審議に入りたいと思います。

【川口委員】 皆様、初めまして。本日付けで着任させていただきました川口と申します。私は、名古屋大学のジェンダーダイバーシティセンターというところで、3月までは教員を務めていて、今は客員研究員という形で所属しております。社会学を専門とした研究者として、一橋大学の大学院に通っておりまして、太田委員長にも大変お世話になっていました。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 川口委員には、過去にパラソルのイベント等でもご参加いただくなど、国立市の取組にもご精通されていらっしゃると思います。委員の皆様からも自己紹介をお願いします。

【吉川委員】 くにたち男女平等参画ステーション・パラソルに勤務しています。川口委員がいらっ

しゃったときにはまだ勤務していなかったのですが、セクシュアル・マイノリティ当事者、トランスジェンダーとして生活して、そろそろ15年、20年ぐらい経つ、ハーフアンドハーフみたいな人生を送ってきている者です。そうやって生きてきた中で把握した困難だとか、そういったものを生かしていければと思って参加させていただいています。よろしくお願いします。

【本田恒平委員】 一橋大学の本田です。川口委員に改めて自己紹介というのも何かあれなのですが、今後ともよろしくお願いします。

【本田貴子副委員長】 本田貴子と申します。前期も市民委員をさせていただいていたので2期目です。公募市民として参加させていただいています。仕事は国家資格のキャリアコンサルタントです。よろしくお願いします。

【太田委員長】 太田です。微力ながら委員長を務めさせていただいております。川口委員には、随前から言い尽くせないほどお世話になっていまして、大変頼りになる方を新たに委員としてお迎えできて、とても心強く思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【巢内委員】 巢内と申します。私も社会学をやっているし、国際社会学を扱っています。技能実習生や家事労働者の方など、移民の方たちの研究をしています。その中でも特にジェンダーの視点を持って、女性の労働者の研究もしています。ほかにも、たくさん日本に住んでいらっしゃる技能実習生の方とか特定技能の方からの相談も受けていまして、支援活動のようなものも行っています。よろしくお願いします。

【齋藤美帆委員】 市民委員の齋藤美帆と申します。都立高校の教員をしています。学校では探究部という部署に所属していて、生徒たちの探究活動を支援する仕事をしています。その中で、ジェンダーの問題は必ず出てきます。関心が高い割に、現場に入って実際に体験してみましようと言うと、ほとんどの生徒が、そこまではいいとなります。教育の力の至らない部分も日々感じているところです。

こちらにお世話になって、毎回、目を開かれる新しい発見がある場なので、ここで教えていただいたことや学んだことを現場のほうにも還元していきながら、私自身も学んでいきたいと思っています。よろしくお願いします。

【遠藤委員】 遠藤良子といいます。NPO法人くにたち夢ファームJ i k k aをやっています。国立市は、一橋大学をはじめアカデミックなまちではあるのですが、その陰で様々な女性の実態があり、国立市だけではなく日本のジェンダー平等指数はかなり低いというところもあって、見た目と現実のギャップの中で苦しんでいる女性たちがたくさんいるということを感じています。条例や行政の施策の中に、生きていくことに大変な生きづらさを抱えた女性たちの声を反映したものをぜひつくりたいと、絵に描いた餅にならないようにしてもらいたいと思って、この委員会に関わっています。

皆さんからいただいたいろいろなご意見もとても勉強になるし、逆にそれに対して、実際に生きている生々しい女性の現実をどうフィットしていくのか、どう重なり合って地域を変えていけるのかという思いで関わっています。川口さんからのご意見も大変期待をしていますので、よろしくお願いいたします。

【齋藤真希委員】 齋藤真希です。私はNTTドコモで勤めている会社員です。民間企業の観点から、市の取組に対してどういったことができるのかというところで、参加させていただいています。私は、女性エンパワーメントのサークルをドコモの中で立ち上げていまして、ダイバーシティマネジメントなどの取組も企業の中でやっていますので、そういった取組の横の展開を、自治体の中に反映していければということで参画させていただいています。どうぞよろしくお願いいたします。

(配布資料確認)

【事務局】 本日は第6次計画策定に向けての第1回目です。計画策定までの全体スケジュールを皆様と共有し、中心的な検討項目について幾つかご意見をいただければと思います。ここから委員長に進行をバトンタッチさせていただきます。

【太田委員長】 では、計画策定スケジュールについて、事務局からご説明いただけますでしょうか。

【事務局】 資料2の計画策定スケジュールをご覧ください。

第13回、今回の委員会では、まず計画策定の諮問があります。今までは計画の最終評価として、現状の把握と課題の抽出を中心に行ってきたのを、次期計画の策定に向けてまとめていくという作業をしていただきます。

今回の答申は委員の皆様にご覧いただきましたが、前回の計画策定の際は、基本的に答申の文章がそのまま計画になるような形になっていまして、事務局と委員会で文言を詰めた形での答申をいただき、最終的に庁内の決定が入りますが、問題なければそのまま計画になるというような位置づけになります。作文は事務局で進めさせていただきます。その中で委員会からも適宜ご指摘いただいて、ブラッシュアップしていただくという作業になります。

中間答申と同じようなやり方で、各課へ今回の答申に対する検討状況をヒアリングして、9月の委員会にその結果をご報告します。計画の素案についても事務局で文案を作成して、9月か10月の委員会でご確認いただければと思います。

10月の委員会で計画素案についてはおおむね完成させて、それを庁内の男女平等推進会議という副市長と部長職の会議体で決定して、12月の市議会総務文教委員会で計画素案の報告を予定しています。同じく12月中に計画素案をもってパブリックコメントを行う予定です。計画素案については、今回と9月、10月の3回で、整理していけたらと考えています。

11月以降は、計画素案を基に細かい部分を詰めていき、計画案を策定する作業に入っていきます。2月まで委員会を開催して、2月下旬頃に答申をご提出いただき、3月中には庁内で確定するという段取りです。

【太田委員長】 委員の任期は5月までですが、3月から5月にかけて定例の委員会は開催の予定がないということでしょうか。

【事務局】 定例の場合はありませんが、苦情申出などが発生すれば、また皆様をお願いしていくということはあるかと思います。

【太田委員長】 文章の作成自体は事務局がされるということで、委員会では素案として出されたものをご確認しながら様々に意見交換をして、修正すべきと思われる点を抽出したりするという、そんな作業が中心になろうかと思います。

【事務局】 本日頂いた答申を基に、計画という体系的なものを私たちでつくった上で、皆様にご議論いただこうと思っています。12月には、市議会の総務文教委員会で素案を報告して、議員さんたちからのご質問やご意見等をいただきます。また同時にパブリックコメントとして市民の皆様からのご意見をいただき、委員会に報告させていただいてご意見いただこうと思っています。

1月時点のスケジュール案では、12月にパブリックコメントと併せてタウンミーティングを予定していました。前回の計画策定の際も、委員会が主体になっていただいて計画の説明をするという形の会を複数回開きました。ただ、条例や新しい制度ではなく行政計画ですので、市民の方の関心も若干薄いというところで、各回数人しか来ませんでした。委員の皆様のご負担にもなりますので、タウ

ンミーティングについては予定から除いています。この案で良いかご議論いただければと思います。

【太田委員長】 タウンミーティングについては皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、事務局からご提案いただいたとおりに進めていただければと思います。

続いて、計画の位置づけ等について事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 計画の位置づけですが、男女共同参画社会基本法、配偶者暴力防止法、女性活躍推進法の3つの法律に基づく計画です。それぞれの法律に基づいて、国の計画や基本方針があり、東京都でも東京都男女平等参画推進総合計画を策定しています。総合計画の中に、配偶者暴力防止法や女性活躍推進法に基づく計画も包含されています。この3つの法律に基づいて、これらの基本計画や基本方針を勘案して、市町村の計画を策定するという位置づけになっています。併せて、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づく推進計画にも位置づけられています。来年度から施行予定の困難女性支援法に基づく市町村計画は、この計画とは別に策定する予定となっています。

計画の期間については、現在の計画は8年ですが、都内の自治体では東京都に合わせて5年としているケースが多く、8年というのは比較的長くなっています。8年や10年としている自治体でも、中間年に評価を行い、前期計画、後期計画として改定しているケースが多く、国立市のように8年間修正しないという例はあまりありません。国立市でも8年間の間に条例ができたりパラソルができて、それがその後の計画に反映できていなかった部分もありますので、もう少し短く5年ぐらいを想定してもいいのかなというところで、そのあたりも今後ご意見いただければと思います。

【遠藤委員】 困難女性支援法に基づく計画は別途策定ということですが、市長室でやるのか、福祉事務所系でやるのか、どちらでしょうか。

【事務局】 女性支援を所管している市長室が中心となって策定の検討をしていきます。法律は令和6年4月に施行しますので、そこに合わせて東京都の計画が策定され、それを勘案して市町村計画を努力義務でつくることとなっています。どの時点でつくっていくのか内部調整をしています。

【本田恒平委員】 国や東京都の計画を勘案して策定となっていますが、委員会での検討で好き勝手に発言して修正をお願いする中で、基本方針と合致していない部分も出てくるかなと思います。どの段階で誰が意識して、その軌道修正を提案していくのでしょうか。

【事務局】 委員会の皆様には、そういった情報提供も含めて資料は出したいと思います。

現計画は、男女共同参画社会基本法と配偶者暴力防止法に基づく計画という形で作っています。次期計画では新たに、女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における内容を盛り込むことが、1つ加わってくると念頭に置いていただければと思います。

【本田恒平委員】 国立市の政策が基本方針を上回っている場合は、プロアクティブな政策ということで進めていけばいいと思うのですが、5次の計画にないものや下回っている場合、1つずつ基本方針を確認しているわけではなかったのが、これが検討事項で、これは満たしてとといったものがあると、検討しやすいと思いました。

【太田委員長】 基本的には、こういった法律や基本方針も踏まえて、ここで議論するというのが望ましいと思いますので、お時間があるときにお目通しいただいて、内容をご確認いただけると、より実り多い議論になるかもしれません。

計画の期間が8年というのは長過ぎたかもしれないということも踏まえて、少し短めでお考えだということでしたが、この点についてはいかがでしょう。

【遠藤委員】 5年や10年だと切りがいいですが、何で8年なのでしょう。

【事務局】 市の総合基本計画の期間との整合を見て、8年としていました。ただ一方で、第5次をつくった平成28年当初と現在を見ると、社会全体も含めて進度が非常に速いと思います。今後どのように進んでいくかも想定しながらつくっていくことが求められます。あまり短過ぎると、計画改定の頻度が高くなっていくという課題もあります。何年物をつくるかによって議論の進め方も違ってくると思いますので、ご意見を頂ければと思います。

【太田委員長】 大きな課題を成し遂げようとするときには、それなりに長期の時間がかかるということもありますが、今回諮問をいただいた内容について、どれぐらいの期間がふさわしいのかといったことを皆さんもお考えいただいて、次の議論の機会に意見交換できればと思います。

計画策定に向けた主な観点について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 計画策定に向けた主な観点というところで、これまで最終評価をしていただく中で上がってきたような課題を列挙しています。基本的には、第5次の計画を踏襲するような形にはなりません。新しく見えてきたような課題を盛り込んで、第6次の計画にしていこうというところです。

計画全体の体系の見直しというところで、例えば子育ての分野や健康増進の分野など、それぞれの所管で実施している事業が細かく書いてあるのですが、ジェンダーの観点の部分に絞ったり、重点的な施策に絞っていったり、課題や施策の意義を丁寧に説明していくような作り方がいいのではないかと想定しています。

審議会の女性委員の数値目標と、施設利用における性別の考え方については、後ほど詳しくご説明します。

若年層へのジェンダー教育の推進についても、これまでの議論で大きく出てきましたので、指導要領との整合など教育指導支援課と調整して、計画にどう盛り込めるか考えていきたいと思っています。

職業生活における女性活躍の推進については、女性活躍推進法が平成28年に施行して、現在の計画では、その法律に基づくと位置づけていませんでしたが、次期計画ではその法律に基づく計画になります。ただ、そう位置付けていなかったとはいえ、ある程度は現計画でも既の実施している内容です。例えばパラソルで行っているキャリア相談などもあります。市役所の特定事業主行動計画では、職員の男女比や育児休業などの行動計画を定めていて、既に行っている部分を計画に書き込むという形になります。

男女平等参画ステーションの取組促進については、これまでの議論でも、取組内容自体は全国的にも進んでいると、高い評価をいただいています。広がりには課題があり、市民の方の認知度も10%程度です。情報誌も4%ぐらいの方にしか見られておらず、全戸配布をしたらどうかというご意見もありましたが、予算のバランス等で、どのように取り組んでいけるかが課題です。

男女平等参画兼DV対策推進員は各課に1名配置している係長級の職員ですが、推進体制の整理、市職員の意識向上、チェック体制の整理など課題があります。意識調査で職員のいろいろな課題が出てきて、答申では、意識が不十分だご指摘いただいています。ただし、他自治体のホームページで公表されている職員意識調査と比較しますと、比較的高い結果になっています。横須賀市は神奈川県で初めてパートナーシップを導入した、LGBTやSOGIに関する先進的な市ですが、SOGIの用語の認知度が、横須賀市だと8.7%に対して国立市だと44.6%で、一概にそれだけで比較はできませんが高くなっています。ただ、マッチングプロジェクトの問題などもありましたので、そのあたりのチェック体制をどう整備していくかが課題です。

推進体制やチェック体制について、推進員は係長級を各課1名指定していますが、係長なので、そ

の係の事業は把握していても、他の係の事業はなかなか目が届きません。チェックをするとなると、係長級でいいのか、課長級に上げて自分の課の事業をチェックしたり、課内の職員に対する意識醸成を行っていったりという位置づけがいいのではないかと、そのあたりの議論も必要になります。

【本田貴子副委員長】 若年層へのジェンダー教育となっていて、今までの議論は義務教育の小中学校が対象だったと思うのですが、もう少し広げるイメージでしょうか。

【事務局】 これまでの議論は、小中学生に対してというところで、当然そこが中心で、教育委員会とどのような議論ができるかというところですが、指導要領との整合が非常に大きなハードルです。教育委員会のほうで一緒にやっというところなのか、パラソルを有効活用して連携という形でクリアしていくのか、このあたりはまた皆様との議論と思います。

【太田委員長】 今回の提言でも、「高校や大学とも連携して」と入れていますので、その辺も含み込んで「若年層」としていただいているのかなと思います。いずれにしても、学校だけではないというところもポイントになると思います。

基本的には、答申の提言に沿って、重要なポイントをまとめて出してくださっていると思います。次の計画に向けて、特に重点を置いて取り組むべきだと考えられるものが挙がっているということですので、答申には盛り込んでいないけど、これも重要だということがあればお願いします。

先ほど答申式の際に市長がおっしゃっていた、例えばコロナ禍で、職員の皆さんがどういったことで心を砕いてこられたかということと、私たちのほうでここをぜひ推進してほしいと思うところをうまくすり合わせながら、計画をつくっていくことが重要だと思います。

今回は計画自体も事務局で素案を作成されて、それに対して我々が意見を申し上げるというような形ですが、パブリックコメント等も参考にしながら、大事な点が抜け落ちていないかを常にチェックしながらやっていくという姿勢で臨んでいければと思います。

【巢内委員】 女性の貧困に関する問題やひとり親に関する経済的な課題は、ぜひ入れていただきたいです。シングルマザーフォーラムの調査で、ひとり親世帯の方の4割のおうちで夏休み中に食事が1日2食という報道がありました。こういうふうに見ると、職場における男女比の問題や育児休業の問題といった正規の職員に関する問題はもちろん重要なのですが、女性が多くを占める非正規の方の問題、さらに、その方たちの中にたくさん貧困層の方がいるという問題に関しては、何か具体的に入れていただけるといいと思いました。

【太田委員長】 困難女性支援法に基づく計画を別途作成していくということなので、恐らくそちらがメインで取り組まれると思いますが、深く関わるところでもありますので、この計画と困難女性支援法に基づく計画の関係というの、整理しておけるといいと思います。両方をうまくつなげるような形でいろいろな施策が展開できれば、それが一番望ましいと思いますがどうでしょうか。

【事務局】 困難女性支援法は、現在の売春防止法等の流れから来る女性支援という、これまでの女性支援の体系を大きく改めるという形で、当事者中心主義ですとか、民間と行政とが連携しながら女性を支援していく個別支援のところを中心に組み込まれています。

一方で、貧困の問題やひとり親の方々への支援という観点も、ジェンダーの認識も併せ持って、この法律を解釈するということが法律に書かれています。

今回の6次計画に入れるほうがいい要素なのか、女性の個別支援という要素に入れるほうが効果を発揮するのか、両方に入れるのかというところは、この先の議論の中で皆様とともに判断したいと思います。

【太田委員長】 次に、審議会における女性委員の比率について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 現在の計画では、男女ともに3割以上を占める審議会を、全体の審議会の90%にするという目標を立てていました。昨年度は、全体の審議会のうちの54%がその目標を達成していて、90%には到達しなさそうです。全体の委員総数に対する割合では、34%ぐらいが女性委員です。職員意識調査でも、認識が進んでいないというところが明らかになって、どのように整理していくかというところが計画改定に向けた観点です。

幾つか観点がありますが、1つ目が目標値をどうするかです。東京都は男女ともに40%以上としています。ただし、いわゆる充て職の職指定委員等を除いています。都内の自治体だと、40%にしている自治体が一番多く、50%としているところも12市区あります。このまま30%にするのか、他自治体に倣って40%にするのか、あるいはそれ以上かというところ です。

その次が、例えば男女ともに40%とするのか、女性だけ40%や50%と目標設定するのかというところ です。今ある審議会はほぼ男性が多い状態ですが、女性委員が7割を超えている審議会も幾つかあります。主に学校関係などで保護者の方が入っているような会議です。

今までは男女ともに30%以上としていたので、どちらでもいいという部分が40%ありました。そうすると、市民委員を公募するにしても、団体から推薦していただくにしても、男女30%ずつを先に固めてしまえば、公募委員も推薦委員もどちらの性別でもいいとなります。これを例えば男女とも40%にすると、残りの部分が20%しか出てきませんので、選任がなかなか難しくなります。団体から推薦いただく場合も、女性でお願いしますといたり、男性でお願いしますといたり、あるいは、女性と言ったけれどもやっぱり男性でお願いしますというような、難しいケースが出てきてしまうかなと。

また、審議会等委員女性割合の表を見ていただいても、女性委員の人数が載っていますが、性別二元論に立たずに、男性、女性以外の性の方がいるという前提に立てば、本来は男性の委員の割合も載せるべきです。これまであまり意識していなかったり、視点から外してしまっていたりして、女性でなければ男性であろうという前提の下に、こうしていましたが、男女ともに40%とした場合には、男性委員が何人、女性委員が何人、それ以外の方が何人という表になると思います。ただし、そうすると、どちらにも当てはまらない委員の方がどこの審議会にいるかが明らかになってしまいます。個人情報との兼ね合いで、そのあたりのバランスも難しいところです。このあたりもどのように整理すべきか、ご意見いただければと思います。

推進状況の見える化と進行管理による意識づけについて、この委員会では、女性委員割合の表をご提供して、個々の審議会がどういう状況なのか、なぜ達成できないのかというところを明らかにしてきましたが、計画の8年間の中で、今期の委員会の前は、全審議会のうち何%が目標を達成しているのかという数字しか出していませんでした。個々の審議会の状況が明らかでなかったため、目標達成に向けて進んでいかなかったのではないかと。こういった表を毎年出すことで、そもそも目標自体を知らなかったという意見もありますが、そういったことにはなりませんし、なぜ達成できないのかを明らかにすることで、改善していこうとなるのではないかと思います。

要綱にどう定めるのかということがありますが、例えば「ジェンダーバランスに留意の上、特段の事由がある場合を除き、女性委員の割合を全員の4割以上とすること」、あるいは「男女ともに」として、委員選任の決裁起案文書や毎年の推進状況調査報告書に、女性委員の割合や、達成できていない場合はその特段の事由を明記することが考えられます。

最後に、性別の考え方や目標設定の意義に関して、ガイドライン的なもので職員に分かりやすく解説する必要があるであろうというところです。職員意識調査でも、多様性の時代に性別を問うのはいかなものかとか、戸籍上の性別なのか性自認なのか分からないとか、それを聞くことはプライバシーの観点からどうなのかとか、事務局や推薦団体が想定した性別とご本人の性別や性自認が異なる場合にするのかなど、確かにとも思う意見が出ています。そのあたりを整理して、指針などをつくっていく必要があるだろうというところです。

【川口委員】 これはまだ、計画の素案の中で議論していて、今日決めるというわけではなくて、引き続き議論していくということですね。国立市の審議会の状況は現状どうなっているのでしょうか。特に学校関係で、保護者が参加されるようなもので女性が多いというのは、子育てみたいなものが女性に偏っているというところの反映なのかなとも思いますので、全体状況を見たいと思います。

もう1点は、国や都の計画の中で、都は女性比率みたいな言い方をしていたと思いますが、いろんな表現の仕方があると思いますし、意思決定のところは女性を進出させるのだという発想もあれば、市民の人口比率みたいなものをなるべく反映させたほうが民主主義的にはいいという発想に立つならば、女性比率と言わずに、例えば特定の性別が何割を超えないようにと、一方と言うと男女となると思うのですが、特定の性別みたいな言い方はよくするかなと思いました。

【太田委員長】 本日の資料でも、各審議会等の女性委員の割合と、各審議会委員の名簿があります。改めてこの資料を眺めていただいて、お気づきの点を出していただけると、次回以降の意見交換のときにスムーズになるかなと思います。また、ジェンダー平等に関する職員意識調査報告書でも、職員の方々がどんなご意見をお持ちかという自由記述もありまして、数値目標について、現状の30%ではないのではないかという意見や、数値目標は必要ないのではないかという意見などもあります。

こういった数値目標を設定するのになじみにくいものもあると考えられるので、具体的にそこを特定しながら、全体としてどういった形での目標設定を計画に盛り込むのが適切なのかということ、今後議論していくことになるのかなと思います。

【齋藤美帆委員】 介護認定審査会と介護保険運営協議会の、目標値に達成していない理由が引っかかりました。ほかの理由は、納得はいかないけれども致し方ない部分もあるのかなと、専門性のある方に男性が多いとか、女性が多いとか、先ほどの保護者もそうですが、認識していなかったというのは引っかかりましたので、この点を教えていただければと思います。

保護者の件ですが、10年前に比べるとお父さんが参入してきているケースもありますが、やはり女性が多いです。ジェンダーの観点で市が、どうして女性が多いのですかという問いかけを学校のほうにさせていただくことも、学校が考えるきっかけになるのではないかなと思います。

教職員の女性比率も非常に偏っていて、小学校や幼稚園は女性が多いのですが、高校になるとほぼ男性で、8クラス全部男性の担任ということが、5、6年前まで当たり前で、ようやく女性が2人入るようになったみたいな、あてがわれているだけの印象があります。女子がいるから、遠足があるからとか。女性の役割は多いのですが、教職員の割合も非常に歪んでいると思いますので、そういう部分も含めて、委員会や市が、偏っていませんか、どういうことですかという問いを、投げかけてもらえたらなと思いました。

【太田委員長】 学校にそういった問いを投げかけるというのは、いろんな機会を見つけてやっていくべきことだろうと思います。計画に盛り込んでも、それが知られていなければほとんど意味がないということでもあって、どういうふうに認知度を高めていくかということも含めて計画に盛り込むと



いうことを、取り入れていくべきだと思いました。介護認定審査会と介護保険運営協議会について、事務局で何か把握していらっしゃいますでしょうか。

【事務局】 所管課回答の「目標値を達成すべきであると認識していなかったため」というのは、担当から出てきた率直な状況かと思えます。これまで、令和3年度の推進連絡会で、30%の目標について係長級に説明し、昨年度は課長級の会議でも説明しました。そこでは、そういう目標があること自体を初めて知ったという職員もちらほらいました。そのような形で周知したところですが、完全には周知し切れていなかったというところかと思えます。

この8年間を見ていくと、審議会の比率がなかなか向上しなかったという課題があります。職員全体が、数値を何%にするという認識だけではなくて、そもそもこういう会議体に多様な意見を入れるためには、どういうメンバー構成をすべきなのかというような本質的な理解というものが、なかなか共有できなかったということだろうと思えます。職員の認識をどう向上させていくかということも、セットでやっていく必要があると思えます。

【太田委員長】 非常に大事な計画を立ててはみたものの、目標達成に向けて取り組む際に、具体的な目標と、それが目標となった理由について認識されていないという状況は、何となく考えにくいというか、計画を立てて、数値目標を理由ある形で立てたのであれば、市役所の中で全職員の方にまずはしっかりとそれを頭に入れていただいて、日々の業務に当たっていただきたいというのが、市民としての素朴な感想になりますが、そうできない事情も恐らくあるのだろうとも思えます。様々な計画が幾つも折り重なって、職員の皆さんの業務が日々非常に多くて、長時間労働の中で、全てに目を光らせるわけにはいかないということももちろん理解できる場所ではあって、そこをどう工夫していくかというのが、重要なポイントになるのかなと思いました。

【遠藤委員】 介護認定審査会は32人いて、ずっと医師会、医師会、医師会となっていて、男性ですよね。お医者さんに男性が多いという実態があって、医師会名簿の中から委員を選ぶときに、圧倒的に男性の数が多い中から選ばざるを得ないというのを反映しているのではないかと思います。割合を3割、4割、5割にするといったときに、女性医師がどのくらいいるかということにもなってきて、そういうことも影響しているのかなと。だから、女性の医師が少ないという中で、それを何とか達成しようというところで、医師会の中でも女性のお医者さんを発掘していく意義もあると思うのです。

女性支援をしていて、お医者さんに行くときに、男性の医者は嫌だという人がすごく多いです。特に精神科などは、女性の精神科医を探すのはすごく大変で、結局他市に行ったりする。

この割合を達成していくということは、単に目標を達成するにとどまらず、その数値を達成することにはそういう意味があるということも含めて、委員を選んでいくときに、女性や多様な性の人たちが安心して介護認定を受けられるためには、多様な医師が必要だという認識を持っていただかないと、市民が苦勞すると。認定されるときでも、視点が大きく違うと思うのです、女性の医師と男性の医師、あるいは多様な性の中から選ばれた人がいることによって認定の中身も変わってくると思うので、この名簿を見てぎょっとしましたが、審議会をつくっていく人たちが意識をしてほしいと思えます。

【太田委員長】 目標達成が難しい課に我々が外向いて、数値目標の重要性と、何がハードルになっているのかということのヒアリング等もできれば、それが望ましいのかなという気がします。幾つかの課の方に来ていただいて、直接お話をする機会がこれまでもありましたが、直接お話をすると、大分お互いに理解が深まるというか、大事なことが伝わる可能性も高まると思えます。計画が策定された後でも可能だと思えますので、いずれそういう機会も検討できればと思いました。

【事務局】 審議会の委員は、基本的には各条例で定めています。その定め方が様々あり、例えばこの委員会については、学識経験者が5人以内、市民が5人以内という記載です。ほかは、例えば何々会長とか何々所長とか、いわゆる充て職で、それぞれの組織のトップの方の名称を条例上書いていて、担当部署の裁量性がないというような審議会もあります。条例上の制約があるのかということも、達成しづらい課題になると思います。

【太田委員長】 充て職で委員が構成されるという前提がある場合、それによって達成が難しいところが何割ぐらいなのかも確認したいです。9割が達成すると目標を立てていましたが、9割というのが困難な目標であったのかどうかも確認をしたいと思うのと、本当に必要だということであれば、条例の見直しも含めて検討すべき課題であるようにも思います。この委員会の職務を超えたところであるかとは思いますが、計画検討の中で議論を深めていければと思います。

次に、市の施設のトイレ等のあり方について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 トイレ等のあり方については、答申では触れてはいただいていませんが、市民意識調査では多くのご意見をいただいた部分です。最近何かと話題の部分ですので、次の計画に盛り込むのか盛り込まないのかも含めて、どのように扱うのかを早めに整理していきたいと、今回出しています。

他自治体の指針等をご覧いただくと、東京都、渋谷区、埼玉県は、最近の計画や指針で、性的マイノリティへの配慮や異性介助を考慮した、男女共用トイレの整備の方針を打ち出しています。

市の施設のトイレの整備状況については、いつ建てたものなのかとか、建物の大きさとか、状況が違うので一概には言えませんが、最近できた矢川プラスですと、一般的な男女別トイレのほかに、車椅子優先トイレと、車椅子が入るには少し小さいオストメイト対応などの男女共用トイレがあるという、フルスペックな形になっています。

小中学校は、基本的には体育館や校舎の一角にしょうがいしゃ用のトイレがあります。保育園や中央児童館などは男女別トイレだけがあり、小規模の公園では男女別ではなく昔ながらの男女共用トイレだけがあります。消防分団については、本部の下に分団が幾つかあり、女性団員の組織があるのですが、消防分団自体は男性のみの組織で、その詰め所では男性しか使いませんが、男女共用トイレのみがあります。

計画改定に向けてどのようなところを意識していくかについては、ほかの自治体の指針などを参考に、性別に関係なく利用できるトイレのあり方をどのように盛り込むのかということと、盛り込む場合には、なぜそういった施設が必要なのかをしっかりと明記していく必要があるだろうということです。埼玉県の指針に対しては、多くの方からバッシングがありましたので、単にこういうトイレを盛り込むということだけではなくて、例えば男女別トイレがなくなるのではないかという誤解や懸念を払拭できるような形で、丁寧に対応していく必要があるだろうと考えています。

【本田貴子副委員長】 市役所の建物はどういう状況でしょうか。

【事務局】 市役所は各フロアに、男女別トイレと車椅子が入れるトイレがあります。資料では、男女別トイレのほかにしょうがいしゃ用のトイレがあるというものを除いた一覧になっていまして、公民館や図書館なども市役所と同じような形です。

【太田委員長】 トイレのあり方について、計画に盛り込むかどうかということですが、時間をかけて議論したほうが良い問題だろうと思います。市民意識調査でも、想定していなかったぐらい、自由記述欄にトイレについての意見が寄せられて、非常に目立ちました。質問には何もトイレのことが触れられていないにもかかわらず出てきたというのは、皆さんの関心が高まっているということでも

あると思います。

誤解に基づく部分と、あるいは、多様な性の平等推進といったことが違う文脈で、トイレが犯罪等の現場になりやすいという事情が絡んでの反応だろうと思いますが、そうであれば、危険から身を守るための配慮というのも当然必要になってくるわけですし、それと並行して、全ての人が安心して使えるようなトイレのあり方も考えるという、幾つかの論点が絡んでくるポイントになると思います。

**【巢内委員】** 市民意識調査の自由記述欄は衝撃的で、ある種トイレをめぐる言説を、トランスジェンダーを排除するような言説に容易に結びつけているようなことが、市民の中からたくさん出ていたので、椅子から転げ落ちるぐらいびっくりしました。

今回の計画策定に向けた施設等のトイレ等のあり方については、その観点のところに、男女別トイレ等がなくなるという誤解や懸念の払拭と書いていただいているので、市のほうでは十分ご理解いただいていると思いましたが、非常に不安は大きいというか、私たちがこの問題をどう整理して考えるのか、慎重に議論しなければいけないかなど。異性介助の問題であるとか性的マイノリティの方が、今までトイレを安全に使えるとこられなかったもので、きちんと皆さんが使えるトイレを整備しなければいけないというところの丁寧な説明が、盛り込むのであれば必要ですし、トイレに関連した犯罪と性的マイノリティを結びつけるような言説はトランス排除なのだということを、そこまで書くかどうかは別にしても、言ったほうが、誤解がなくなるのではないかなと思いました。

同時に、計画策定に向けた主な観点のところに、性的マイノリティの方の様々な権利の回復というか、例えば経済的な課題とか職場における差別の問題とか、SNSでの差別も今すごく深刻な状態だと思うので、そういったことを改めて入れていかなければいけないのではないかなと思いました。それこそタウンミーティングや講演会などで、当事者の方が今何に困っていて、どういうバッシングを受けて、どんな思いでいるのかを市民の方に知っていただいたほうが良いと思った課題でした。

**【太田委員長】** 大変貴重なご意見だと思います。計画に盛り込むのであれば、それをどう推進するかというところで、いかに市の中で理解を深めるかというところが重要になってくるでしょうし、計画にあえて盛り込まないという可能性もあるわけで、その先どうなるのかというところを、丁寧に吟味していく必要があると思います。

そもそも公共の場にあるトイレというのは、全般的にどんな人にとっても使いにくいものだったのではないかなと思います。住宅と同じように、安心してくつろげるような場が設定されれば良いわけですが、公共の場のトイレはいろんな制約の下にあって、ある部分を共用しなければいけない。日本の社会では、男女別で、手洗いはみんなの前でやるけれども、個室だけが区切られたトイレが、ある時点で出来上がって、多くの人がそれに慣れてしまったという、そういう現状で今の議論があるのかなと思うのですが、どういった制約がトイレに対する様々な考え方を生んでいるのかというのもゆっくりと吟味した上で、市としてどういう姿勢を示すのかということになると思います。

**【齋藤美帆委員】** 恐らくこれだけ市民の意見が多かったのは、ちょうど歌舞伎町タワーのジェンダーレストイレの事件があったということもあると思います。これは都民の危機感だと思います。もちろんそこには偏見も過分にあると思うのですが、国立市は市施設のトイレのあり方をどれぐらい検討しているのかというのがあれば、それに基づいて議論をしたほうが良いのかなとは思いました。

**【太田委員長】** これまでの計画には、トイレについては記載がなかったわけですが、市として新しい公共施設を造るときに何か目安のようなものがあれば、教えていただきたいです。

**【事務局】** 方針は現状ありません。国立市は新しい公共施設を造るというケースが少ないですが、

公共施設を新たに造る場合には、そこがどういう趣旨の施設で、どういう利用者の方が想定されて、どういった場所に位置づけられているか、そういったところを個別で考えながら、場合によっては、ほかのスペースを減らしてでもトイレのスペースを広くするといった形で、整備しています。

一方で、今はLGBTQまたは女性という議論をしていますが、しょうがいしゃの方が使えるトイレという観点も当然ながらありますし、例えば子育て支援の施設であれば、利用者の多くは子どもたちという想定もあります。各担当課の議論を見ていきますと、当事者に意見を聞きながら、どういうトイレが安全で使えるかを議論しながら造っていますが、当然ながら予算との整合もあります。

男女共用トイレを造ってこうという考えは、広く進んできています。これが正解かどうかという議論もありますが、トランスジェンダーの方に配慮するトイレとはどういったものなのかという議論は、必ずトイレの議論の俎上に上がってきますので、少し進んできているのだろうと思います。

【太田委員長】 今でも市の一部の公園には男女共用トイレしかないところがあるとご説明にありましたし、お店とかに行くと共用トイレしかない、あるいは新幹線や飛行機でもそうだというような話をあちこちで聞きます。そういったものが既にあるにもかかわらず、なぜ男女別トイレでないといけないという意見がこのタイミングで強く出てくるのかという背景も踏まえたいと思います。

施設ごとの様々な事情によって決めていくというのが望ましいのであって、一律に指針を決めて、何割かはこうしなければいけないみたいに決めるほうが、窮屈になるかもしれないですし、女性委員の数値目標と同じで、数値だけが一人歩きして、なぜそれが必要なのかということが忘れ去られて、批判的な意見だけが膨れ上がるということもないとも言えないかなと思います。

【本田恒平委員】 計画に入れる上では、やはり慎重になるべきだろうと。ファシリティ改善って、非常に文句も言いやすいですよ。それは、税金がかけられているという実感があるからだと思います。最新の設備であればあるほど、税金が使われている感覚があって、文句を言いやすいということもあると思います。

一方で、計画に入れるのであれば、こういった大きい議論もそうですが、例えば女性のトイレでどのようにアメニティを充実させるかとか、サニタリーボックスが男女どちらも入っているみたいなものがあると思います。細かな改善も含めて議論して、計画に入れるか吟味できればいいのかなと。

【本田貴子副委員長】 経済産業省のトランスジェンダーの方のトイレの訴訟があったと思います。国立市役所でも、対象の方がいらっしゃるのかどうか分かりませんが、男女別トイレとしょうがいしゃのトイレしかないということだったので、そういう不便さみたいな声が上がっていないのかというのが気になって、市役所はどうかとお聞きしました。

【太田委員長】 実は見えていないニーズもあるかもしれないということかと思います。

【川口委員】 公共施設でトイレを造るときや改修するときに、広さとか何かそういったものの、法的な規定などはあるのでしょうか。公園にはあると聞いたことがあります。共用のものを造ってしまうと、既存のものを全体の何%以内に収めないといけないみたいな。ご存じの方がいたら教えてくださいました。

【事務局】 次回までに正確な情報をご提供したいと思います。

【川口委員】 今の議論は賛成で、計画に入れるとしたらある種の大きな指針とはなるのですが、予算など様々な問題で、すぐに変えていくのかということ、そうではなくて、新しいものを造るとき、改修しないといけないというときに、参考になる指針ということだと思います。そこへ入れ込むのが難しいにしても、例えばサニタリーの話がありましたが、男女両方に置くとか、運用面で改善できると

ころもあるのではないかと思います。

小中学校は体育館等にしょうがいしゃ用トイレがあるということですが、性的違和を感じているような子たちもいる中で、日々どのような学校生活を送っているのかと想像すると、心苦しいところもあるわけで、お金がない、なかなか改善できない、それは仕方がないところであるのですが、できる範囲で学校に働きかけるなり、その点を踏まえた運用を市として考えていくということは、あってもいいのではないかと思います。

【齋藤美帆委員】 少し異なる観点ですが、トイレは選びますよね、特に外で。どこのトイレに入ろう、あそこのトイレは汚いから嫌だなど、できるだけきれいで使いやすいトイレを、少し頑張って我慢できる範囲で、歩いて選んでいく場だと認識しています。恐らく市民意識調査の意見の半分以上は、市の施設というよりも、歌舞伎町と同じように民間施設のトイレも含めていると思います。

昔は、公共施設のトイレは少し汚かったですよね。公園のトイレとかは絶対に入らなかったですが、少し危険だと言われた時期もあります。国立市に来て、西友の女性トイレだと思いますが、身体の大きい黒人の男性が出てきたときが一番びっくりしました。西友のトイレも厳しいのかなとそのとき感じました。言い訳はいくらでもできますよね。外国人だから分からなかった、間違った、ごめんと。ごめんと言えば済むのかなと、そのときもやもやしたのですが、トイレは選ぶものだという認識が私の中に根づいてしまいました。

だからこそ、公共施設のトイレの設置は、自治体が毅然と、こういう姿勢で設置しますということを出して、選んでもらったほうがいいのかなと思います。海外に行くと、お金を払ってトイレに入りますよね。ああなるといろいろ問題があると思うのですが、犯罪などは防げるのかなと思います。

【太田委員長】 トイレの出入りは、あまり個別にその場で事情を聞くものでもないと思い、想定されない見た目の方がそのトイレから出てきたケースにおいても、いろいろな事情があった可能性もあるので、一概に見た目がこうだからここは安心できないみたいな、そういうことはないと思いますが、この場での議論としては、市の施設におけるトイレのあり方について、計画にどう盛り込むのか、盛り込まないのかというところで、できれば安心して使えるきれいなトイレが近くにあるのが誰にとっても望ましいわけで、公共施設でそれが準備できたら、とてもいいことなのだろうと思いますので、予算の件とか、法律で規定されているところがあるのかみたいなことも視野に入れながら、慎重に議論すべきところなのかなと改めて思います。

【遠藤委員】 今、第二小学校の改築計画がありますが、トイレはどのように設計されているのか、参考に知りたいです。設計がもうできているのか分かりませんが、これからならば、ぜひこういうことも含めて設計を考えてもらえないかという意見を、委員会として出せるのか分からないですが、リアルタイムで小学校のトイレを造ろうとしているときにこの議論をしているということは、すごく意味があると思うので、何かそういうことで関われないかと思います。

もう一つ、市民トイレというのがあります。公的なところにはなかなか車椅子用トイレがないということで、しょうがいしゃの施設とかお店とか、市民トイレという指定を受けると、年間に何ロールかのトイレトーパーがもらえます。

それが始まった頃は割とあちこちで使われていましたが、最近あまり知られていないというか、使われていないというか、住民も変化があるのかもしれないですが、もっと活用していいと思います。しょうがいのある人だけでなく、誰でも使えるということをもっと宣伝していくという方法もあると思います。公的な施設にあるトイレに限定しないで、市民トイレなどももう少し活用する方法が

あるのではないかと思います。

【太田委員長】 可能であれば早めの時期に、トイレに関わる様々な事柄について、担当課の方にお話を聞く機会や、市長室で聞き取りをしていただいて、ご説明をいただければと思います。

【事務局】 第二小学校は改築をする予定で、今の時期だと設計はある程度固まっていると思いますが、当初の計画の段階では、トイレのあり方の議論はしています。低学年のフロアにはこういったトイレがいいのか、高学年のフロアはどういったトイレがいいのか、または、保健室の近くに設置するほうがいいのか、そういったところも担当課とともに議論しました。結果的にどういう形のトイレになったのか確認して、皆様にお知らせできればと思います。

市民トイレの情報は私も知りませんでした。ホームページに記載がありまして、商業施設のトイレなど、その利用者の方だけではなく、それ以外の方もどうぞお使いくださいという形になっています。こういったことも、広く周知していくことが必要かと思いました。

【齋藤美帆委員】 前任校が新しくトイレを造ったのですが、そのときに、男子トイレとも女子トイレとも明記せずに、共用のトイレを造りました。保健室の先生がおっしゃっていたのですが、新入生でトランスジェンダーの子がいたらしく、学校見学に来たときに、男女の明記がなかった、それだけでその高校にしましたと言って喜んでいたという話を聞きました。ただ、場所が少し孤立したところにあって、子どもたちがいたずらとか、事件を起こしたりすることはないにしろ、場所は課題だということを書いて、保健室の横にあるのはすごく大事だなと思いました。

【本田恒平委員】 審議会の女性割合の件に戻りますが、ここは説得できそうだとか、ここは条例改正しないと無理そうだとこのを分けていただけないかと。医師で男性ばかりになっていて、これを見ただけでも、男女で区別しないほうが男女平等だとは言えないというか、これを見て違和感を持たないほうがおかしいと思っています。それは、現代的なバックラッシュの言説なのだろうと。そういった事情も含めて、何とかかなりそうなところを区別した上で、議論を迎えられればと思います。

【事務局】 どこまで正確な資料になるかチャレンジして、次回までにご用意したいと思います。

【太田委員長】 審議会の委員割合と、トイレのあり方について、どちらも非常に難しいところを多く含む課題だとは思いますが、国立市らしい、ほかよりも一歩進んだ議論を踏まえて、いい取組を打ち出していけるといいと思います。

次回の進め方について、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 次回は9月22日金曜日の5時から、第1・第2会議室で開催します。次回委員会までに、先ほどの答申の提言でいただいた内容に、どのように対応できるのか、各課にヒアリングしてご報告します。計画の素案の骨組みについても、次回委員会までにご提供したいと思います。今回の審議会の委員やトイレについて、またはほかにもこういった観点で盛り込んだほうが良いということがあれば、早めにご連絡いただければと反映できると思います。

【太田委員長】 本日も長時間にわたってご参加いただき、ありがとうございます。次回以降もよろしく願いいたします。お疲れさまです。

— 了 —